

発議案第17号

千葉県内の放射線量測定地点の拡大と公表方法の改善等を求める意見書
について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第99条及び会議規則第14条第1
項の規定により提出します。

平成23年6月15日

八千代市議会

議長 林 利彦 様

提出者	八千代市議会議員	秋 葉 就 一	⑩
賛成者	八千代市議会議員	小 林 恵美子	⑩
	同	橋 本 淳	⑩
	同	原 弘 志	⑩
	同	皆 川 知 子	⑩
	同	松 崎 寛 文	⑩
	同	堀 口 明 子	⑩
	同	中 村 健 敏	⑩

提案理由

千葉県内の放射線量測定地点の拡大と公表方法の改善等を求める。

これが、本案を提出する理由である。

千葉県内の放射線量測定地点の拡大と公表方法の改善等を求める意見書

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質の拡散に対して、日ごろより県民の安全を守るため千葉県が尽力していることは重々承知している。

特に、最近では、大気環境・上水・降下物の放射線量等を毎日測定し、毎日結果を公表していただいているだけでなく、5月31日以降は、八千代市を含む30市町で1基礎自治体当たり2～3カ所で地表50センチメートル地点及び1メートル地点の空間放射線量を測定し、公表していただいている。

こうした取り組みについては、今後も継続・拡大していく必要があるとともに、県内の市町村（一部事務組合も含む）が保有もしくは国から貸与されている放射線量計の使用をためらうことのないよう必要な勧告を行う役割が県にはある。そして、県立高校や県立公園（予定地を含む）など県の施設での測定は県が早急に行って公表する必要がある。

しかしながら、モニタリングポストが広大な千葉県に1カ所ではとても十分とは言えないし、地上7メートルでは県民が日常的に呼吸をしている位置と隔たりがありすぎる。

また、5月27日に高木義明文部科学大臣が福島県内の学校における児童・生徒の年間被曝量の目標値を1ミリシーベルト以下とする発表をしたにもかかわらず、そのことが県のホームページの「県が実施した空間放射線量の測定結果について」に記載されていない。これでは、目標値をクリアしているかどうか県民にわかりにくい。したがって、空間放射線量の測定結果を公表する際は、特に小・中学校や保育園など児童・生徒や乳幼児が日常的に生活する施設については、上記の目標値との比較も含めて公表するとともに、目標値を超えた施設における対策を講じることを県が市町村（市町村教育委員会を含む）に勧告し、必要な支援を行うことが必要である。

水道水についても、東京電力福島第一原子力発電所からの放射性物質の放出・拡散が完全にとまったわけではない以上、県水道局や北千葉広域水道企業団による浄水中の放射線量の測定は当分の間、継続しなければならない。

農産物や水産物等については、市町村間で測定品目にばらつきがあると、測

定した自治体とその農家や漁業関係者に不公平感が残ってしまうため、県には統一的に測定を行う役割が強く求められている。

よって、県及び県内関係行政機関に対して下記の事項を強く要望する。

記

1. 千葉県北西部を含める形でのモニタリングポストの増設をすること。また、地上1メートル程度の高さの大気中の放射線量が測定できる施設とすること。
2. 空間放射線量や土壌の測定を県立高校や県立公園（予定地も含む）で行い、公表すること。
3. 小・中学校や保育園など特に子供が利用する施設の空間放射線量の公表時には、文部科学省の目標値である年間1ミリシーベルト（毎時0.19マイクロシーベルト）との比較がしやすい表現や表記などの工夫を図ること。また、同目標値を超過した施設の管理者や経営主体に対して、子供の被曝量が目標値を下回るための必要な措置を講じるよう助言・勧告し、必要な支援をすること。
4. 県水道局及び北千葉広域水道企業団は、東京電力福島第一原子力発電所からの放射性物質の放出が完全に停止するなど収束が確認できるまでは、今後とも引き続き浄水中の放射性物質の測定と公表を継続すること。
5. 県内の農畜産物及び水産物、海水浴場の海水、近海の海水等に含まれる放射性物質の濃度の測定・公表を積極的に行うとともに、特に農畜産物や水産物の濃度の測定・公表は品目・サンプル数に差異が生じないように統一的に行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年6月23日

八千代市議会

提出先

千葉県知事様

千葉県教育委員会委員長 様

北千葉広域水道企業団企業長 様